

## 독촉장

회사가 직원의 주민세를 기한 내에 납부하지 않은 경우 발송되는 서류입니다. 이 서류를 받으면, 즉시 납부해 주시기 바랍니다. 납부하지 않으면, 회사나 거래처에 대한 조사가 이루어지거나 예금 등 재산이 압류될 수 있습니다.  
 주의: 이 독촉장으로는 납부할 수 없습니다. 납부를 위한 서류는 이미 발송되었으므로, 해당 서류로 납부해 주세요.

### 【앞면】

① 전화로 문의하실 때는 이 번호를 말씀해 주세요.  
 \*일본어로만 대응 가능합니다.

**督促状**

特別徴収義務者

次の金額が未納になっておりますので、至急納入してください。

この督促状は、 年 月 日現在で納入を確認できなかった方について作成していますが、金融機関等に納入されてから本市で確認できるまでに日数を必要とします。

既に納入されている場合は行き違いですので、ご了承ください。

※この督促状では納入できませんのでご注意ください。さきにお送りした市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）の納入書にて（金額に変更がある場合は修正して）納入してください。

さいたま市	
市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）	
指定番号	
税額	円
納期限	
延滞金	法律により計算した金額

発行日

② 기한을 넘긴 세금의 금액입니다.

お問い合わせ先 ※お問い合わせの際は「指定番号」をお知らせください。

お問い合わせ内容	担当課	電話番号・FAX番号
納入等のご相談に関する事	北部市税事務所 納税課 法人納税係	TEL 048-646-3043 FAX 048-646-3121
過誤納に係る還付・充当等に関する事	北部市税事務所 納税調査課 口座・還付係	TEL 048-646-3048 FAX 048-646-3121
従業員の確認及び異動届出書、課税内容に関する事	北部市税事務所 法人課税課 特別徴収係	TEL 048-646-3271 FAX 048-646-3164

- お問い合わせ前に「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」をご確認ください。
- 市ホームページ（検索フォーム(Q.市県民税特別徴収)）で各種届出様式のダウンロード、よくあるご質問をご案内しています。

#### 教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

料 郵 便 /

기한 내 납부가 어려운 경우 상담할 수 있는 연락처입니다.

과다 납부한 경우 상담할 수 있는 연락처입니다.

직원 변경 절차나 세금 계산 방법을 확인할 때 문의할 연락처입니다.

●本面の左側に「お問い合わせ先」のご案内があります。ここからゆっくりとはがしてください。オモテ・ウラの2回開けてください。

※令和6年5月分以前は、「市民税・県民税・森林環境税」とあるところは、「市民税・県民税」と読み替えます。

【 뒷면 】

【 체납처분 】

납부하지 않은 상태가 계속되면, 회사나 자택에 대한 조사가 이루어지거나 급여, 예금, 토지, 자동차 등 재산이 압류될 수 있습니다.

滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

延滞金

納期限の翌日から納付(納入)の日までの期間の日数に応じ、税額又は納入金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。  
\*延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。  
\*延滞金は納付した日に応じて計算されます。納付した日によっては別途延滞金の納付が必要となる場合があります。

납부할 수 있는 장소는 변동될 수 있으므로 최신 정보를 확인해 주세요.

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/018/002/p005312.html>

納入場所 (令和7年4月1日現在)

- ◎さいたま市指定金融機関 埼玉りそな銀行
- ◎さいたま市指定代理金融機関 武蔵野銀行
- ◎さいたま市収納代理金融機関(50音順)
 

青木信用金庫	足利銀行	あすか信用組合
SBI新生銀行	川口信用金庫	きらぼし銀行
きらやか銀行	群馬銀行	埼玉縣信用金庫
さいたま農業協同組合	城北信用金庫	巢鴨信用金庫
大光銀行	第四北越銀行	中央労働金庫
東京信用金庫	東京スター銀行	東和銀行
栃木銀行	南彩農業協同組合	飯能信用金庫
東日本銀行	福島銀行	みずほ銀行
三井住友銀行	三菱UFJ銀行	山形銀行
りそな銀行		
- ◎さいたま市各区役所内金融機関派出所、各支所、各市民の窓口

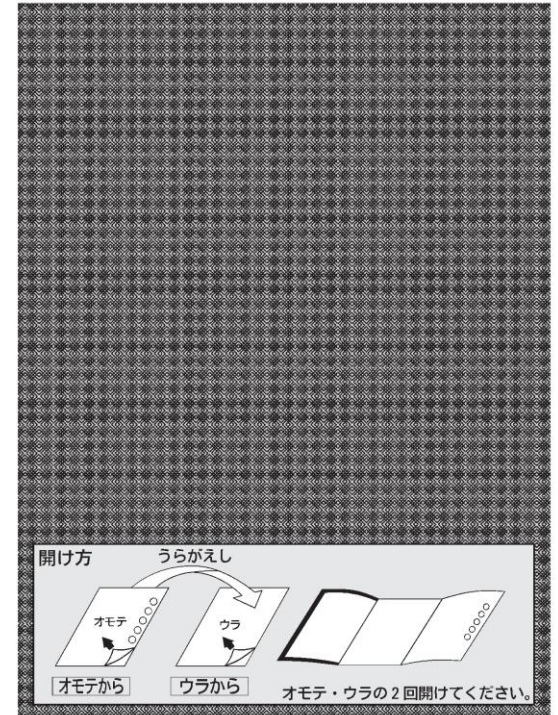
\*納入場所は一部変更となる場合がありますので、ご了承ください。  
\*ゆうちょ銀行又は郵便局では、納付できません。

納入できない事情がある場合は、申請により猶予が認められることがありますので、ご相談ください。

【 연체금 】

세금 납부가 늦어진 경우, 세금 외에 연체금을 추가로 납부해야 합니다.

郵便局



ご案内は内側にあります。  
矢印方向に開いてご覧ください。裏面にもご案内がありますので同様に右下から開けてご覧ください。